

## 施工監理業務委託（概要）

### 1 委託件名

ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備事業に係る施工監理業務委託

### 2 委託場所

調布市深大寺東町7丁目50番地30外

### 3 委託内容

ふじみ衛生組合が実施する「ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備事業」に係る要求水準書等の意図を設計・施工の請負者に伝えるための業務、施工図等を設計図に照らし調査・検討する業務、施工計画・工事調査等必要に応じで行う業務

### 4 委託期間

契約確定日の翌日から当該監理対象工事が完了し、引渡性能試験により所定の性能が確認された後、竣工検査に合格する日まで

### 5 委託概要（設計・施工監理）

#### （1）監理対象

- ア ごみ焼却施設の新築
- イ 煙突（高さ100m）の新築
- ウ 敷地外構工事

#### （2）施設規模

- ア 熱回収施設  
年間処理量77,300t/年 288t/24h（2系列）
- イ 処理方式  
連続燃焼式ストーカ炉

#### （3）建設予定工期 平成25年3月31日まで

### 6 業務内容

#### （1）設計監理業務

「ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備事業」の請負者に対し、要求水準書及び事業者提案書に基づき作成した実施設計図書等が要求水準書等の内容を確実に反映し、かつ関係する法令等を遵守したものであるかについて審査し、必要に応じて改善等の指導を行い、本事業の円滑な推進を支援する。

#### （2）施工監理業務

実施設計図書及び関係法令等に準拠し、建築物及びプラント設備が適切に施工されるよう工事の監理、請負者の指導を行う。

また、試運転、引渡性能試験及び竣工検査等に立会う。

# 施工監理業務委託仕様書

ふじみ衛生組合

# 施工監理業務委託仕様書

## 目次

第1章 施工監理業務委託の概要	- 1
第2章 総則	- 1
2.1 適用	- 1
2.2 用語の定義	- 1
2.3 業務内容の疑義	- 2
2.4 監理業務技術者等	- 2
2.5 提出書類	- 2
2.6 資料の貸与及び返却	- 2
2.7 再委託	- 2
2.8 打合せ及び記録	- 2
2.9 関連する法令、条例等の遵守	- 2
2.10 関係機関への手続き等	- 3
2.11 ディーゼル自動車等の排気ガス規制について	- 3
第3章 施工監理業務の実施	- 3
3.1 業務の着手	- 3
3.2 施工監理業務の内容	- 3
3.3 監理業務実施計画書	- 5
3.4 施工監理業務報告書	- 6
3.5 設計図書の疑義	- 6
3.6 施工監理業務の速やかな実施	- 6
3.7 請負者等への関与の禁止	- 7
3.8 書類の整理	- 7
3.9 現場定例会議の運営に関する協力	- 7
3.10 施工監理業務の検査	- 7
第4章 その他	- 8
4.1 かし等調査への立会い	- 8
4.2 秘密の保持等	- 8

## 第1章 施工監理業務委託の概要

特記事項による

## 第2章 総則

### 2.1 適用

施工監理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、ふじみ衛生組合が施行する施工監理業務の委託に適用する。

### 2.2 用語の定義

- (1) 「受託者」とは、施工監理業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
- (2) 「担当者」とは、委託者が監督員として受託者に通知したふじみ衛生組合の職員で、契約図書に定められた範囲内において受託者又は代理人若しくは監理業務技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者をいう。
- (3) 「代理人」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができるもので、受託者が定めた者をいう。
- (4) 「監理業務技術者」とは、契約の履行に関し、委託業務の着手にあたり、監理業務技術者を選定し、ふじみ衛生組合の承認を受ける者をいう。
- (5) 「対象工事」とは、当該施工監理業務の対象となる工事をいう。
- (6) 「請負者等」とは、対象工事の工事請負契約の請負者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (7) 「契約図書」とは、委託契約書（以下「契約書」という。）及び施工監理業務委託仕様書をいう。
- (8) 「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (9) 「施工監理業務仕様書」とは、仕様書、特記事項（特記事項において定める資料及び基準等を含む。）、別冊の図面、設計説明書及びこれらの図書に係る質問回答書をいう。
- (10) 「設計説明書」とは、施工監理業務の見積合わせ等に参加する者に対して、当該設計業務の留意事項等を説明するための書面をいう。
- (11) 「指示」とは、担当者が受託者に対し、施工監理業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (12) 「報告」とは、受託者が担当者に対して、施工監理業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (13) 「承諾」とは、受託者が担当者に対し、書面で申し出た施工監理業務の遂行上必要な事項について、担当者が書面により同意することをいう。
- (14) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (15) 「提出」とは、受託者が担当者に対し、施工監理業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (16) 「打合せ」とは、施工監理業務を適正かつ円滑に実施するために監理業務技術者等が担当者等又は請負者等と面談により、設計意図を伝達するとともに、業務の方針や条件等又は設計内容の疑義を正すことをいう。
- (17) 「立会い」とは、受託者が、工事が設計図書等の内容どおりに施工又は製作されているかどうかを確認するため、工事現場、製作所、試験機関等において、それぞれの施工等に立会うことをいう。
- (18) 「確認」とは、監督員が工事の施工等に関する請負者等への指示又は承諾した事項及び設計図書等に表示された事項が適正に処理されているかどうかを受託者が確認することをいう。なお、確認は、試験、目視、計測の各行為を現場立会い又は請負者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面の確認のいずれかの方法で行うこととする。

- (19) 「調査・検討」とは、受託者が、設計図書等と十分に照合し、内容が適合しているか否か又は適切であるか否かを明かにすることをいう。以下、調査、検討も同意語とする。
- (20) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を有する場合はファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (21) 「協力会社」とは、受託者が監理業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。
- (22) 「検査」とは、契約図書に基づき、施工監理業務の実施状況について確認することをいう。

### 2. 3 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに担当者と協議し、その指示に従わなければならない。

### 2. 4 監理業務技術者等

- (1) 受託者は、代理人及び監理業務技術者を定め、委託者に通知しなければならない。
- (2) 代理人と主任技術者は兼ねることが出来る。

### 2. 5 提出書類

- (1) 受託者は、本仕様書で別に定めがある場合を除き、担当者の指示する日までに、関係書類の整備を完了し提出する。
- (2) 受託者が提出する書類で、様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、担当者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

### 2. 6 資料の貸与及び返却

- (1) 委託者は受託者に施工監理業務の遂行にあたって必要となる特記事項に記載の資料を貸与する。
- (2) 受託者は、資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、紛失又は損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において代品を納め若しくは原状に復し返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- (3) 受託者は、施工監理業務完了時に資料を返却しなければならない。

### 2. 7 再委託

- (1) 受託者は、施工監理業務における総合的な企画及び判断並びに施工監理業務遂行管理については、これを再委託することはできない。
- (2) 受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く施工監理業務の一部を再委託するに当たっては、当該施工監理業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先（以下、協力会社という）が三鷹市及び調布市の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (3) 受託者は、前項の施工監理業務を再委託する場合は、協力会社の施工監理業務執行体制、経歴等の概要を提出しなければならない。
- (4) 受託者は、協力会社に対し施工監理業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

### 2. 8 打合せ及び記録

- (1) 受託者は、施工監理業務を適正かつ円滑に実施するため、担当者と常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ議事録）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 受託者は、請負者等との打合せを行った場合は、打合せの内容について書面（打合せ議事録）に記録しなければならない。

### 2. 9 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、施工監理業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

## 2. 10 関係機関への手続き等

- (1) 受託者は、施工監理業務の実施に当たっては、委託者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。また、受託者は、施工監理業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受託者は、建築基準法等の法令に基づく検査に必要な書類の原案を作成し担当者へ提出し、またその検査に立会わなければならない。
- (3) 受託者は、関係機関等との打合せを行った場合は、その内容について、書面（打合せ記録簿）に記録し、担当者に報告しなければならない。

## 2. 11 ディーゼル自動車等の排気ガス規制について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、ディーゼル自動車等の排出ガスに含まれる粒子状物質等の削減を図るため、市民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）他、各県条例に規定するディーゼル自動車等規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

## 第3章 施工監理業務の実施

### 3. 1 業務の着手

- (1) 受託者は、委託契約締結後速やかに施工監理業務に着手しなければならない。
- (2) 受託者は、施工監理業務の着手に当たり、契約図書及び設計図書を十分に把握しなければならない。
- (3) 受託者は、施工監理業務の着手に当たり、3. 3に規定する監理業務等実施計画書を作成し、担当者に提出するものとする。

### 3. 2 施工監理業務の内容

受託者は、別表の監理業務処理区分に従い下記の業務を処理するものとする。

- (1) 工事段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務
  - ア 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等 工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等について担当者を通じて請負者等に対して行う。  
また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。
  - イ 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことが合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を担当者に対して行う。
- (2) 施工監理に関する業務
  - ア 施工監理方針の説明等
    - (7) 施工監理方針の説明  
当該業務の着手に先立って、施工監理体制その他施工監理方針について記載された業務計画書を作成し、担当者に提出し、承諾を受ける。
    - (4) 施工監理方針変更の場合の協議  
当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、担当者と協議する。
  - イ 設計内容の把握等の業務
    - (7) 設計図書の内容の把握  
設計図書の内容を把握する。設計図書に明らかな、矛盾・誤謬・脱漏・不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、担当者に報告する。

(4) 質疑書の検討

請負者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状・寸法・仕上がり・機能・性能等を含む。以下、同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を担当者に報告する。

ウ 施工図等を設計図書に照らして検討・報告する業務

(7) 施工図等の検討・報告

- ① 請負者等が作成・提出する施工図（現寸図・躯体図・工作図・製作図等をいう。）、製作見本、模型、見本施工等が設計図書の内容に適合しているか否かを検討し、適合していると認められる場合には、その旨を担当者に報告する。
- ② ①の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、担当者に報告する。
- ③ ①の結果、請負者等が施工図、製作見本、模型、見本施工等を再度、作成・提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(4) 工事材料・設備機器等の検討・報告

- ① 請負者等が提案・提出する工事材料・設備機器等（材料・機器製造者及び専門工事業者の選定についての提案を含む。）及びそれらの見本に関し、請負者等に対して事前に指示すべき内容を担当者に報告し、提案・提出された工事材料・設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を担当者に報告する。
- ② ①の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、担当者に報告する。
- ③ ①の結果、請負者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度、作成・提出した場合は、①、②の規定を準用する。

エ 工事と設計図書との照合・確認

請負者等が行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、請負者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

オ 工事と設計図書との照合・確認の結果報告等

- (7) エの結果、工事が設計図書のとおりに実施されていると認められる場合には、その旨を担当者に報告する。
- (4) エの結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合、又は担当者から適合していない箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、担当者に報告する。
- (7) 請負者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを検討し、適切と認められる場合には、確認し、その内容を担当者に報告する。
- (4) (7)の結果、修補が適切になされていないと認められる場合には、(4)及び(7)に準じ取り扱う。

カ 施工監理業務報告書等の提出

工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、施工監理業務報告書及び担当者が指示した書類等の整備を行い担当者に提出する。

(3) その他の業務

ア 工程表の検討・報告

- (7) 工事請負契約の定めにより請負者等が作成・提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を担当者に報告する。
- (4) (7)の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、請負者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、担当者に報告する。
- (7) (4)の結果、請負者等が工程表を再度、作成・提出した場合は、(7)、(4)の規定を準用する。

#### イ 設計図書に定めのある施工計画の検討・報告

- (7) 設計図書の定めにより請負者等が作成・提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を担当者に報告する。
- (4) (7)の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、請負者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、担当者に報告する。
- (5) (4)の結果、請負者等が施工計画を再度、作成・提出した場合は、(7)、(4)の規定を準用する。

#### ウ 工事と工事請負契約との照合・確認・報告等

##### (7) 工事と工事請負契約との照合・確認・報告

- ① 請負者等の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、請負者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を担当者に報告する。
  - ② ①の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は担当者から適合していない箇所を示された場合には、請負者に対して指示すべき事項を検討し、その結果を担当者に報告する。
  - ③ 請負者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を担当者に報告する。
  - ④ ③の結果、補修が適切になされていないと認められる場合には、②、③に準じ取り扱う。
- (4) 工事請負契約に定められた指示・検査等  
施工監理仕様書に定められた試験・立会い・確認・審査・協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を担当者に報告する。また請負者等が試験・立会い・確認・審査・協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。
- (5) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査は、請負者等の行う工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合にあっては、調査職員に報告し、担当者の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

#### エ 関係機関の検査の立会い等

関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、請負者等が作成し、提出する検査記録等に基づき担当者に報告する。

#### 追加業務

(4) 追加業務の内容は、特記事項による。

### 3. 3 監理業務実施計画書

- (1) 受託者は、監理業務実施計画書を契約確定日より14日以内に担当者へ提出し、担当者の承諾を受けなければならない。
- (2) 監理業務実施計画書への記載事項は、以下の通りとする。

#### ア 監理業務一般事項

- (7) 監理業務の目的
- (4) 監理業務実施計画書の適用範囲
- (5) 監理業務実施計画書の適用法令
- (6) 監理業務実施計画書の適用基準類
- (8) 監理業務実施計画書に内容変更が生じた場合の処理方法

#### イ 監理業務体制

- (7) 施工監理業務の指示系統図を作成する。
- (4) 監理業務運営計画
  - ① 現場定例会議の開催に係る事項（出席者、開催時期、役割分担、その他必要事項）を記載する。現場定例会議に出席できない場合は、受託者が施工状況の把握のための方法について記載する。
  - ② 協力会社を定めた場合及び複数の職種で施工監理業務を行う場合には、相互の連絡調整の方法及びその責任者などを記載する。

③ その他、担当者から別に指示がある場合、指示内容に応じた運営計画を記載する。

#### ウ 監理業務方針

(7) 本仕様書に定められた施工監理業務の内容に対する業務の実施方針及びその業務の具体的な内容について記載する。特に、担当者が指示する重点を置いて実施する施工監理業務については、具体的な記載をする。

(4) 別表の監理業務処理区分に示された確認業務を実施するため、業務事項に応じた立会いの内容と頻度等を記載する。

#### エ 監理業務工程計画

監理業務工程表に監理業務技術者の配置予定期間及び配置予定技術者数を記載する。対象工事の実施工程との整合を図るため、請負者等から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

- (3) 担当者が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務の計画に係る資料を提出しなければならない。
- (4) 受託者は、監理業務実施計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にし、担当者に報告の上、その都度担当者に変更監理業務実施計画書を提出しなければならない。この場合、受託者は、変更施工監理業務の実施14日前までに変更監理業務実施計画書を担当者に提出し、承諾を受けなければならない。
- (5) 受託者は、担当者の承諾を受けた監理業務実施計画書及び変更監理業務実施計画書に基づき、施工監理業務を実施しなければならない。

### 3. 4 施工監理業務報告書

受託者は、施工監理業務の実施内容等について、施工監理業務月報等次の書類を作成し、担当者に提出する。

#### (1) 施工監理業務月報

主要な月間の施工監理業務の実施内容及び翌月の予定について、月間業務実施内容報告書及び月間業務予定報告書に各施工監理業務の内容を簡潔に記載する。

#### (2) 施工監理業務日報

施工監理業務日報に、日々の監理業務内容について、簡潔に記載する。

#### (3) 記録写真

受託者が、検査、立会い、現場での確認等を行った際には、その立会い状況等を撮影し整備する。

#### (4) 提案書

請負者等が提出した協議書を検討し、提案書に請負者等に対し指示等をすべき事項及び受託者の提案事項を簡潔に記載し、検討資料とリンクさせて取りまとめる。

#### (5) 打合せ議事録

担当者等及び請負者等との打合せ結果について、打合せ議事録に必要事項を記載する。

#### (6) 報告書

別表の監理業務処理区分に示された報告事項については、内容及びその結果等を簡潔に記載した報告書を作成し、報告書の一覧表を作成し関係資料とともにとりまとめる。

#### (7) 提出時期

(1)から(3)については、原則として翌月のはじめに施工監理業務月報として、(4)から(6)については、その都度速やかに、担当者へ提出しなければならない。

### 3. 5 設計図書の疑義

受託者は、設計図書に疑義があるときは、速やかに担当者の指示を受けなければならない。

### 3. 6 施工監理業務の速やかな実施

受託者は、請負者等が時宜を失することなく工事施行できるよう、調査、検討、承認、助言等の施工監理業務を速やかに行わなければならない。

### 3. 7 請負者等への関与の禁止

受託者は、請負者等の決定に係わる工事用材料及び機器の製作者（その施工者を含む。）の選択については、関与してはならない。

### 3. 8 書類の整理

受託者は、委託者から貸与された資料等を含め、施工監理業務に必要な次の書類帳簿等を整理しておかなければならない。

- (1) 工事請負契約書（写）及び設計図書（工事標準仕様書、特記仕様書、図面）
- (2) 現場説明書（質問回答書含む）
- (3) 地盤・測量調査書
- (4) 構造計算書
- (5) 計画通知書（写）
- (6) 設計変更図書
- (7) 施工計画書及び施工図
- (8) 実施工程表
- (9) 下請業者一覧表
- (10) 施工記録（打合わせ簿、施工記録、工事記録写真）
- (11) 月間出来高調書（進捗状況報告書）
- (12) 工事検査に関する書類
- (13) 竣工時間関係書類（「保全に関する資料」等）
- (14) 施工監理業務委託契約書（写）
- (15) 監理業務実施計画書
- (16) 施工監理業務月報等
- (17) その他必要な書類帳簿等

### 3. 9 現場定例会議の運営に関する協力

- (1) 受託者は、現場定例会議に出席しなければならない。
- (2) 受託者は、現場定例会議の円滑な運営に資するため、担当者に協力しなければならない。

### 3. 10 施工監理業務の検査

- (1) 受託者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく施工監理業務の委託完了届とともに、3. 4に定める施工監理業務報告書及び施工監理業務完了報告書並びに担当者が指示した書類等の整備を完了し、に提出しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者に対して部分払いを請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について担当者の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次のア及びイの要件を満たすものとする。
  - ア 担当者の指示を受けた事項がすべて完了していること。
  - イ 契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
- (3) 受託者は、検査日の通知があった場合、検査に必要な書類等を整備しなければならない。
- (4) 検査員は、担当者及び管理技術者の立会のうえ、施工監理業務の実施状況について、書類等により検査を行うものとする。
- (5) 施工監理業務完了報告書の記載事項は、以下の通りとする。
  - ア 3. 3 (2) エに定める工程表（実施を朱書きしたもの）
  - イ 納品書
  - ウ 協議書
  - エ 3. 4 (6) に定める報告事項一覧表
  - オ 監理業務出勤集計表
  - カ その他、担当者の指示する事項

## 第4章 その他

### 4.1 かし等調査への立会い

委託者は、施工監理業務対象工事のかし担保期間内にかし等調査（対象工事のかし及び不具合の確認をするための調査をいう。）を実施する。その際の受託者の立会いの要否は特記事項の定めによる。

### 4.2 秘密の保持等

- (1) 受託者は、本業務を通して知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、ふじみ衛生組合の承諾を受けた場合を除き、設計図書等や施工の記録等を施工監理業務の目的以外に使用してはならない。

## 監理務処理区分表

※必要に応じて

業務事項	受託者					関連事項		
	立 会	調 査	確 認	報 告	指 伝 導 達	建築 工事標準仕様書	電気設備 工事標準仕様書	機械設備 工事標準仕様書
官公署等への届出手続き等		○				1.1.4	1.1.4	1.1.1.4 (手続)
工事实績情報の登録		○				1.1.7	1.1.7	1.1.1.7
請負者提出書類		○				1.1.8	1.1.8	1.1.1.8
						監理業務委託仕様書3.2(3)		
施工体系図等		○				1.1.10	1.1.10	1.1.1.10
関連工事との調整		○				1.1.11	1.1.11	1.1.1.11
						監理業務委託仕様書3.2(3)		
疑義に対する協議		○		○		1.1.12	1.1.12	1.1.1.12
設計変更・工事中止等		○	○	○		1.1.13 1.1.14	1.1.13	1.1.1.13
						工事請負契約書17条～29条,43条		
建設副産物の処理	※		○			1.1.17	1.1.17	1.1.1.17
関係者への広報等		○				1.1.22	1.1.22	1.1.1.22(広報)
設計図書不適合の場合の 改造義務及び破壊検査等	○	○	○	○		工事請負契約書16条		
条件変更等	○	○		○		工事請負契約書17条		
工事現場定例会議等	○					監理業務委託仕様書3.4		
工程表(実施、月間、工種)		○				1.2.1	1.2.1	1.1.2.1 実施工程表
						監理業務委託仕様書2.2(3)		
総合施工計画書 (総合的な計画・安全体制・ 仮設計画)		○				1.2.2	1.2.2	1.1.2.2
						監理業務委託仕様書2.2(3)		
工種別施工計画書		○				1.2.2	1.2.2	1.1.2.2
品質管理		○				1.2.2	1.2.2	1.1.2.2
施工図 (製作・加工・原寸)		○				1.2.3	1.2.3	1.1.2.3
工事報告書		○				1.2.4	1.2.4	1.1.2.4
工事の記録(打合せ、各種施工、 工事写真)		○				1.2.5	1.2.5	1.1.2.5
安全確保			○	○	※	1.3.7 1.3.8	1.3.5 1.3.6	1.1.3.6 1.1.3.7
						監理業務委託仕様書3.2(3)		

業務事項 処理区分	受託者					関連事項		
	立 会	調 査	確 認	報 告	指 伝 導 達	建築 工事標準仕様書	電気設備 工事標準仕様書	機械設備 工事標準仕様書
緊急時の措置	○	○		○		1.3.9 3.2.2 3.3.2	1.3.7	1.1.3.8
既存部分の養生		○				1.3.11	1.3.9	1.1.3.10
材料等の見本確認 (使用材料の確認)		○				1.4.2	1.4.2 1.4.3 1.4.5	1.1.4.1 1.1.4.2 1.1.4.4
材料検査等	○		○			1.4.4	1.4.1	1.1.4.5 1.1.4.6
						材料検査実施基準		
アスベスト含有建材の取扱い		○				1.4.6	1.4.1	1.1.4.1
技能者・技術者の資格等の照合		○				1.3.2 1.3.3 1.3.4 1.6.2 1.6.3 4.1.3 4.1.4 6.1.3 7.7.2 7.1.4 7.6.2	1.3.2	1.1.3.2 1.1.3.3 1.1.5.2
	※				※	5.4.3 7.6.3 7.7.3		
事前調査・事前打合せ		○		○		1.5.3 1.5.4	9.1.1.3 9.1.1.4	1.5.3 1.5.4
工法等の提案		○		○		1.6.6	1.5.4	1.1.5.5
工事検査の立会い (既済・中間・完了)	○		○			1.7.1	1.6.1	1.1.6.1
						監理業務委託仕様書2.2(8)		
完成時の提出図書等		○				1.8.1 1.8.3	1.7.1	1.1.7.1
						監理業務委託仕様書3.2(6)		
有害物質を含む材料の処理		○					1.1.17	1.1.1.17 10.4.2.1
仮設物撤去等		○				2.4.1	1.8.1	2.5.1.1
製作者及び専門工事業者		○				4.1.3 6.4.1 7.1.3		1.1.1.6
試験結果が不合格の 場合の措置		○	○	○		5.4.11 6.5.5 6.10.1 6.10.7 7.6.12 7.7.8 11.1.4 24.5.8 26.9.2 28.3.6		
官公署による検査立会い等	○			○	○	監理業務委託仕様書3.2(3)		

業務事項	受託者					関連事項		
	立 会	調 査	確 認	報 告	指 伝 導 達	建築 工事標準仕様書	電気設備 工事標準仕様書	機械設備 工事標準仕様書
施工状況の立会い確認(主要事項)								
敷地の状況確認及び縄張り ベンチマーク, 遺方	○			○	○	2.2.1 2.2.2 2.2.3		
根切り及び床付け	○			○	○	3.2.1		2.5.2.1
試験杭・本杭 (支持地盤及び深さ等)	○			○	○	4.2.1 4.3.3 4.5.4		
杭頭処理 (構造体の補強等を含む)		○		○		4.1.5 4.3.6 4.5.6		
配筋検査	○			○	○	5.1.3		
鉄筋の規格証明書との照合		○				5.2.3		
鉄筋の組立中の確認	○				○	5.3.3		
圧接完了後の試験			○			5.4.10		
コンクリート計画調合		○				6.4.4 6.4.5 6.4.8	1.8.4	2.5.4.1
コンクリートの試し練り	※			※		6.4.4		
コンクリート打ち込み前の準備	○					6.6.5 6.9.4		
構造体コンクリートの強度試験試 料採取	○				○	6.10.7		
鉄骨の規格証明書との照合		○				7.2.10		
製品検査	○			○	○	7.3.12		
高力ボルトの締付け確認			○			7.4.9		
溶接完了後の試験			○			7.6.10		
建方			○			7.10.5		
防水層の施工の検査	○				○	9.1.3 23.1.3		

業務事項	受託者					関連事項		
	立 会	調 査	確 認	報 告	指伝 導達	建築 工事標準仕様書	電気設備 工事標準仕様書	機械設備 工事標準仕様書
タイルの施工後の確認及び試験			○			11.1.4 24.5.8 26.9.2		
建具の鍵と錠の照合	○		○		○	16.7.4		
路床工事完了後の 路床高さ及び転圧等	○		-			21.2.1		
その他の施工一般の確認	※	※	※	※	※			
外壁施工数量の調査		○	○			24.1.3		
外壁改修の確認	※	※	※	※	※			
あと施工アンカーの確認	○		○			28.3.1 28.6.5		
柱補強工事の確認	○		○		○	28.6.5		
その他の施工一般の確認	※	※	※	※	※			

電気設備

業務事項	受託者					関連事項		
	立 会	調 査	確 認	報 告	指伝 導達	建築 工事標準仕様書	電気設備 工事標準仕様書	機械設備 工事標準仕様書
埋設物等の施工								
隠ぺい配管の布設			○	○			2.2.2.3 2.2.3.3 2.2.4.3 6.2.2.2 6.2.3.2 9.2.2.2.3 9.2.2.3.3 9.2.2.4.3	
建柱			○	○			2.2.11.1 6.2.10.1 9.2.2.13.1 9.6.2.12.1	
地中配線			○	○			2.2.12 9.6.2.13	
接地	○		○	○			2.2.13 9.2.2.15	
弱電設備の地中配線			○	○			6.2.11 9.6.2.13	
弱電設備の接地			○	○			6.2.12 9.6.2.14	
雷保護設備の接地			○	○			2.2.17	
機器類の取付け								
変圧器等の取付け			○	○			2.2.11.5 9.2.2.13.5	
電灯設備			○	○			2.2.14 9.2.2.16	
動力設備			○	○			2.2.15 9.2.2.17	
受変電設備			○	○			3.2.1 9.3.2	

業務事項	処理区分	受託者					関連事項		
		立 会	調 査	確 認	報 告	指伝 導達	建築 工事標準仕様書	電気設備 工事標準仕様書	機械設備 工事標準仕様書
静止形電源設備				○	○		4.3.1 9.4.2		
ディーゼル発電設備 ガスエンジン発電設備、 ガスタービン発電設備 マイクロガスタービン発電設備				○	○		5.2.1 9.5.2		
燃料電池発電設備				○	○		5.2.2 9.5.2.3		
熱併給発電設備 (コージェネレーション装置)				○	○		5.2.3 9.5.2.4		
太陽光発電設備				○	○		5.2.4 9.5.2.5		
風力発電設備				○	○		5.2.5 9.4.2.6		
中央監視制御設備				○	○		9.2.2		
構内情報通信網設備				○	○		6.2.13.2 9.6.2.15.2		
構内交換設備				○	○		6.2.14.2 9.6.2.16.2		
拡声設備				○	○		6.2.17.2 9.6.2.19.2		
映像・音響設備				○	○		6.2.16.2 9.6.2.18.2		
情報表示設備				○	○		6.2.15.2 9.6.2.17.2		
誘導支援設備				○	○		6.2.18.2 9.6.2.20.2		
テレビ共同受信設備				○	○		6.2.19.2 9.6.2.21.2		
テレビ電波障害防除設備				○	○		6.2.20.5 9.6.2.22.2		
防犯・入退室管理設備				○	○		6.2.23.2 9.6.2.25.2		
自動火災報知設備				○	○		6.2.24.2 9.6.2.26.2		
住宅用火災警報器				○	○		9.6.27.2		
自動閉鎖設備				○	○		6.2.26.2 9.6.2.28.2		
非常警報設備				○	○		6.2.27.2 9.6.2.29.2		
ガス漏れ火災警報設備				○	○		6.2.28.2 9.6.2.30.2		
監視カメラ設備				○	○		6.2.21.2 9.6.2.23.2		
駐車場管制設備				○	○		6.2.22.2 9.6.2.24.2		
はつり工事				○	○		1.8.9		

業務事項	処理区分	受託者					関連事項		
		立 会	調 査	確 認	報 告	指伝 導達	建築 工事標準仕様書	電気設備 工事標準仕様書	機械設備 工事標準仕様書
インサート及びアンカー工事				○	○			1.8.10	
仮設備工事				○	○			1.8.1	
活線及び活線近接作業		○			○			9.2.2.1.17	
配管・配線等の改修				○	○				
機器類の取外し・再使用				○	○			9.1.2 9.1.3	
設備機能試験									
電力設備の機材の試験				○	○			2.1.17	
電力設備の施工の立会い				○	○			2.2.18 9.2.2.20	
受変電設備の機材の試験				○	○			3.1.14	
受変電設備の施工の立会い及び試験				○	○			3.2.3 9.3.2.4	
静止形電源設備の機材の試験				○	○			4.2.3	
静止形電源設備の施工の立会い及び試験				○	○			4.3.3 9.4.2.3	
発電設備の機材の試験				○	○			5.1.9	
発電設備の施工の立会い及び試験				○	○			5.2.6 9.5.2.7	
中央監視制御設備の機材の試験				○	○			7.1.5	
中央監視制御設備の立会い及び試験				○	○			7.2.3 9.7.2.4	
弱電設備の機材の試験				○	○			6.1.22	
弱電設備の立会い及び試験				○	○			6.2.29 9.6.2.31	
その他の施工一般の確認		※	※	※	※	※			

機械設備

業務事項	処理区分	受託者					関連事項		
		立 会	調 査	確 認	報 告	指伝 導達	建築 工事標準仕様書	電気設備 工事標準仕様書	機械設備 工事標準仕様書
施工条件				○	○				1.1.3.4
施工の立会い等(全体)				○	○				1.1.5.4(総則)

業務事項	処理区分	受託者					関連事項		
		立 会	調 査	確 認	報 告	指 伝 導 達	建築 工事標準仕様書	電気設備 工事標準仕様書	機械設備 工事標準仕様書
各項時の撤去及び補修・復旧等				○	○			10.4.1.1 10.2.2.2 10.11.2.1 10.12.1.1 10.13.2.1 10.13.3.3 10.14.6.1	
火気使用の制限				○	○			1.1.3.6	
既設給水管、 冷温水配管の構成工法等				○	○			10.6.2.4 10.6.2.6	
既設ダクト清掃工法等				○	○			10.13.3.5	
はつり、穴開け等				○	○			10.8.1(全体)	
非破壊検査				○	○			10.8.1.2	
インサート及びアンカー				○	○			10.9.1(全体)	
埋設物等の施工									
埋設配管の一般事項				○	○			2.2.7.1 10.6.4.1	
埋設深さ				○	○			2.2.7.2	
防食処置				○	○			2.2.7.3	
貫通部の処理一般事項				○	○			2.2.8.1	
その他(土工事、地業工事)				○	○			2.5.2.1 2.5.3.1	
機器類の取付け									
衛生器具等の施工一般事項				○	○			3.2.1.1	
給排水衛生機器の据付け 一般事項				○	○			3.2.2.1	
都市ガス設備の 施工器具の取付け				○	○			4.2.2.1	
液化石油ガス設備の 施工器具の取付け				○	○			4.3.2.1	
空気調和設備の施工機器の 据付け等一般事項				○	○			5.2.1.1	
空気調和設備の施工ダクトの 製作及び取付け				○	○			5.2.2.1	
自動制御設備の 機材自動制御盤の一般事項				○	○			6.3.1.1	
自動制御盤の改造				○	○			10.14.2.2	
設備機能試験									
共通工事の一般共通事項 各設備の総合調整				○	○			2.1.2.2	
配管の試験一般事項 各種別配管				○	○			2.2.9.1 10.6.5.1	
あと施工アンカーの性能試験等				○	○			10.9.1.3	
給排水衛生設備機器類の試験				○	○			1.1.4.6	
都市ガス設備の試験				○	○			4.2.2.6	

業務事項	受託者					関連事項		
	立 会	調 査	確 認	報 告	指 伝 導 達	建築 工事標準仕様書	電気設備 工事標準仕様書	機械設備 工事標準仕様書
液化石油ガス設備の試験			○	○				4.3.2.6
空気調和設備機器類の試験			○	○				1.1.4.6
コージェネレーション装置の試験			○	○				5.1.4.1.23
自動制御用機材の試験			○	○				6.2.5.1
自動制御設備の試験調整			○	○				6.3.3.1
総合調整			○	○				6.3.3.2
一般エレベーター設備の試験			○	○				7.2.2.12
一般油圧エレベーター設備の 試験			○	○				7.3.2.11
普及型エレベーター設備の 試験			○	○				7.4.2.7
機械室レスエレベーター設備の 試験			○	○				7.6.2.7
小荷物専用昇降機設備の試験			○	○				7.7.2.6
エスカレーター設備の試験			○	○				7.8.2.13
機械式駐車設備の試験			○	○				8.2.2.11
その他の施工一般の確認	※	※	※	※	※			

## 設計監理業務委託特記事項

### 1 特記事項の適用

本設計監理業務委託特記事項（以下「特記事項」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「施工監理業務委託仕様書」による。

1. 1 委託件名 ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備事業に係る施工監理業務委託.....

1. 2 委託場所 調布市深大寺東町7丁目50番地30外.....

1. 3 委託期間 契約確定日の翌日から当該監理対象工事が完了し、引渡性能試験により所定の性能が確認された後、竣工検査に合格する日まで。.....

### 1. 4 対象設計内容

新改築工事      改修工事      耐震改修工事      設備改修工事

その他 .....

#### 設計概要

1  ごみ焼却施設の新築.....

2  煙突（高さ100m）の新築.....

3  敷地外構工事.....

4  施設規模 熱回収施設（連続燃焼式ストーカ炉 年間処理量77,300t/年  
288t/24h（2系列））.....

建設予定工期 平成25年3月31日まで.....

### 1. 5 監理業務技術者

職 種	人 数 等	監理業務日数
建築（意匠） 建築（構造） 電気 機械	設計監理に必要な 人員とする。 また、設計監理とし て必要な資格・経験 を有する者とする。	ふじみ衛生組合、請負者等が参加 した定例会議を概ね毎月1回開催 する都度。

## 2 実施設計監理業務

本業務は、ふじみ衛生組合が予定している「ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備事業」の請負者に対し、要求水準書及び事業者提案書に基づき作成した実施設計図書等が要求水準書等の内容を確実に反映し、かつ関係する法令等を遵守したものであるかについて審査し、必要に応じて改善等の指導を行い、本事業の円滑な推進を支援する。

## 3 実施設計図書の内容

本業務で審査する実施設計図書の内容は次のとおりとする。

### (1) 基本設計図書

ア 施設概要説明図書

イ 工事仕様書

ウ 基本設計図（全体配置図、機器配置図、各種フロー図、工事工程表他）

### (2) 実施設計図書

ア 設計計算書

イ 工事仕様書

ウ 実施設計図（全体配置図、建築・プラント・電気・機械、各種フロー図、工事工程表、完成予想図他）

エ 工事設計書（工事内訳：数量計算他を含む。）

オ 各種許認可申請図書類

カ その他実施設計図書に必要な図書類

## 4 定例会議

### (1) 定例会議

実施設計の内容について、ふじみ衛生組合、請負者等が参加した定例会議を開催し、実施設計図書の内容の説明を受けるとともに、実施設計図書の審査・改善内容について請負者等に指示する。

### (2) 会議の開催について

会議の開催頻度は、概ね月1回とする。なお、施工工程会議との合同会議を認める。

会議での会議内容、指示事項及び決定事項については、会議録として作成し、ふじみ衛生組合に提出する。

## 施工監理業務委託特記事項

### 1 特記事項の適用

本施工監理業務委託特記事項（以下「特記事項」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「施工監理業務委託仕様書」による。

1. 1 委 託 件 名 ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備事業に係る施工監理業務委託.....

1. 2 委 託 場 所 調布市深大寺東町7丁目50番地30外.....

1. 3 委 託 期 間 契約確定日の翌日から当該監理対象工事が完了し、引渡性能試験により所定の性能が確認された後、竣工検査に合格する日まで.....

### 1. 4 対象工事内容

新改築工事      改修工事      耐震改修工事      設備改修工事

その他 .....

工事概要（新改築の場合建物の概要、その他の場合は対象工事の概要を記載）

1  ごみ焼却施設の新築.....

2  煙突（高さ100m）の新築.....

3  敷地外構工事.....

4  施設規模 熱回収施設（連続燃焼式ストーカ炉 年間処理量77,300t/年  
288t/2.4h（2系列））.....

建設予定工期 平成25年3月31日まで.....

### 1. 5 監理業務技術者

職 種	人 数 等	現場での監理業務日数
建築（意匠） 建築（構造） 電気 機械	監理に必要な人員とする。 また、監理として必要な資格・経験を有する者とする。	週1回の定例会開催日及び契約書に基づく確認、立会い等を行うのに必要な都度。

2 業務の内容

施工監理業務（以下「監理業務」という。）のうち追加業務は、次のとおりとする。

- EMS及び環境配慮チェックシート【工事】の作成.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

3 監理業務の資料の貸与

監理業務のうち貸与できる資料は、次のとおりとする。

貸与資料（下記の■印のもの）	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>■工事記録写真撮影要領（東京都財務局）</li> <li>■監督基準（東京都財務局）</li> <li>■工事請負契約書（写）</li> <li>■質問回答書</li> <li>■地盤・測量調査書</li> <li>■計画通知書（写）</li> <li>■設計変更図書（発生した場合に限る。）</li> <li>■構造計算書</li> </ul>	<p>貸与を受けた場合、受託者は、委託者に借用書を提出しなければならない。</p>

#### 4 監理業務完了時の成果物等

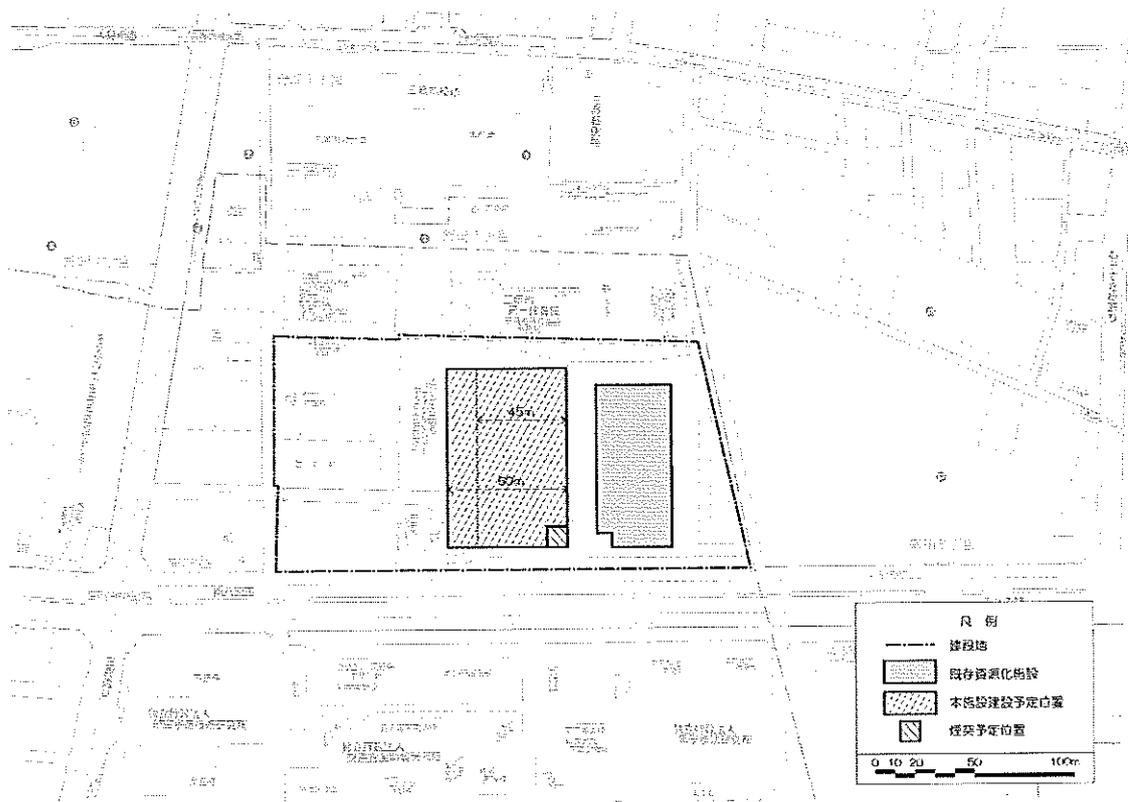
監理業務終了時の成果物等及び提出部数は次のとおりとする。

- ※ 電子データの項に■印のついた項目については、原則として電子データも併せて提出しなければならない。

	成果物等	部数	電子データ	仕様・備考
CD-R	成果品の電子データを収めたCD-R	1	<input type="checkbox"/>	別に定める仕様による
監理業務実施計画書 : 仕様書 3.3				
	監理業務一般事項 : 仕様書 3.3.(2)7	1	<input type="checkbox"/>	対象工事の概要も記載
	監理業務体制 : 仕様書 3.3.(2)イ			立会いの内容と頻度
	監理業務方針 : 仕様書 3.3.(2)ウ			任意様式
	監理業務工程計画 : 仕様書 3.3.(2)エ			配置予定人員
監理業務月報 : 仕様書 3.4.(1)				
	月間業務実施内容報告書	毎月 1	<input type="checkbox"/>	任意様式
	月間業務予定報告書			任意様式
	監理業務日報 : 仕様書 3.4.(2)			任意様式
	打合せ議事録 : 仕様書 3.4.(5)			任意様式
	(検査・立会)報告書 : 仕様書 3.4.(6)			任意様式
	出勤簿			任意様式
	記録写真 : 仕様書 3.4.(3)			
監理業務完了報告書				
	指示書	1	<input type="checkbox"/>	任意様式
	監理業務工程表 (実施を朱書きしたもの)			
	監理業務出勤集計表 : 仕様書 3.10.(5)オ			任意様式
	承諾申請書 : 仕様書 2.2.(13)			任意様式
	協議書 : 仕様書 2.2.(14)			任意様式
	提案書 : 仕様書 3.4.(4)			任意様式
	報告書一覧表 : 仕様書 4.4.(6)			任意様式

#### 5 かし等調査への立会い

- かし等調査に立ち会う
- ・ かし等調査に立ち会わない



案内図

委託場所 調布市深大寺東町七丁目50番地30外